

1 農業委員会の概要

- 農業委員会は、その主たる使命である『農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)』を中心に、農地法に基づく農地の権利移動の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置。

【必須事務】

- 農地法等によりその権限に属させられた事項(農地の権利移動の許可、農地転用案件への意見具申等)
- 農地等の利用の最適化の推進(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)

【任意事務】

- 法人化その他農業経営の合理化
- 農業一般に関する調査及び情報提供

農業委員会の設置基準

- 原則として市町村に1つ設置(必置)

<例外>

- 農地のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 農地面積が著しく小さい(都府県200ha以下、北海道800ha以下)市町村には、置かないことができる(設置するか否かは市町村が選択)。
- 市町村面積が著しく大きい(24,000ha超)又は農地面積が著しく大きい(7,000ha超)市町村には、区域を2以上に分けて、その各区域に農業委員会を置くことができる。

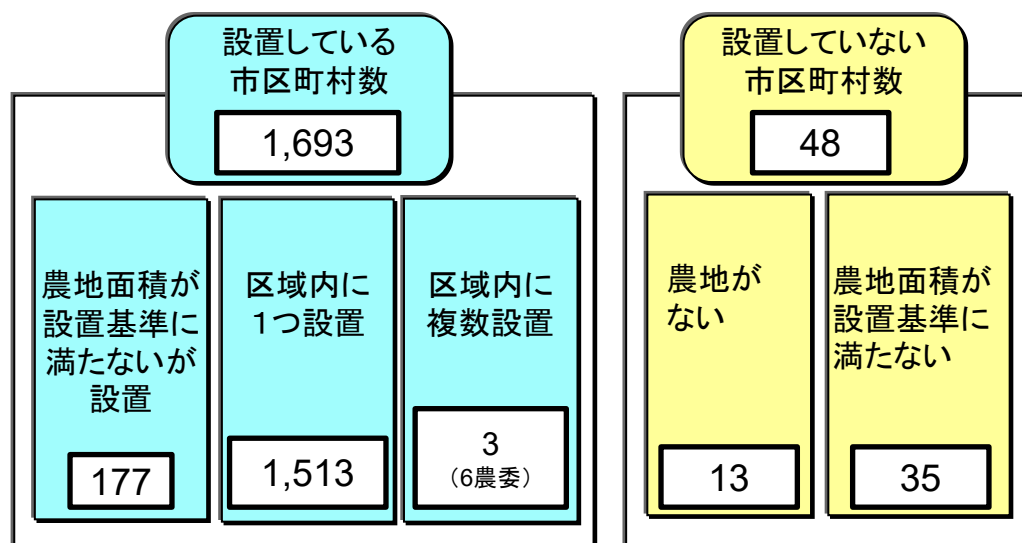


<設置の意義>

- 農地利用最適化の推進機関として位置付け。
- 農地制度に関する業務執行の全国的な統一性、客観性の確保。
- 市町村長から独立した行政委員会として、公平、中立に事務を実施。

農業委員会の設置状況

- 全国1,741市区町村のうち、1,693市区町村で1,696の農業委員会を設置。



2 農業委員会の運営

○農業委員会は、市町村長が議会の同意を得て任命した「農業委員」で組織され、農業委員は、合議体としての意思決定（農地の権利移動の許可・不許可の決定など）を担当。

○農業委員会は、「農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）」を委嘱し、推進委員は、担当区域における農地利用最適化の推進を担当。

農業委員と推進委員

農業委員

○農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が議会の同意を得て任命。

○任命要件

- ① 原則として、**認定農業者等が農業委員の過半数を占めること**
- ② **中立委員**（農業委員会の所掌事項に利害関係を有しない者）**が含まれること**
- ③ **年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること**
（青年・女性の積極的な登用に努めること）

○任期は、3年。

○定数は、次の区分に応じて、それぞれの上限（カッコ内は推進委員を委嘱しない場合）の範囲内で条例で定める。

- ① 農業者数が1,100人以下又は農地面積が1,300ha以下
＝14人（27人）
- ② ①及び③以外＝19人（37人）
- ③ 農業者数が6,000人超、かつ、農地面積が5,000ha超
＝24人（47人）

推進委員

○農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が委嘱。

○任期は、農業委員の任期満了の日まで。

○定数は、農業委員会の区域内の農地面積の100haに1人の割合で、条例で定める。ただし、農業委員会の区域内の地理的条件等が農地等の利用の最適化の推進が困難なものと判断される場合は、市町村が必要と認める数を加えることが可能。

注：農業委員会の必置義務が課されていない市町村、遊休農地率1%以下かつ担い手への農地集積率70%以上の市町村は、推進委員を委嘱しないことが可能。

注1：農業委員と推進委員は、いずれも特別職の地方公務員（非常勤）。

3 農業委員と推進委員の連携

